



全国高等学校ゴルフ大会 第7位 埼玉栄高等学校 1年

いおん
野村 維穩 さん



【ゴルフをはじめたきっかけ】

中学1年生のときに父の会社の従業員の人の「センスあるよ」と言われてやってみたことがきっかけです。やってみたら楽しくなって。それで今もやっています。いつも父が練習場につれていってくれて、おそらく、そのおかげで上達したのかなって思っているのでも父には感謝しています。いつも練習場やコースにつれていってくれてありがとう、という気持ちでいっぱいです。

【なぜ埼玉栄高校へ?】

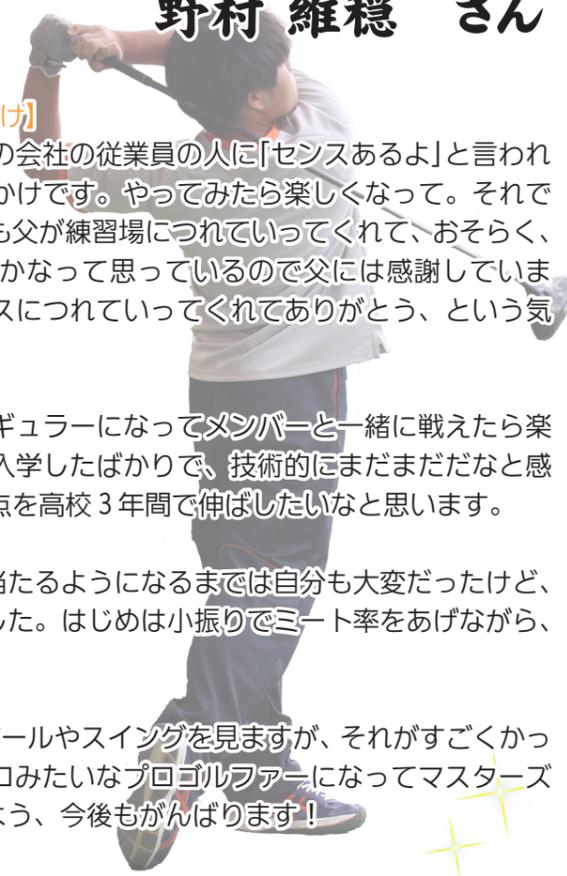
ゴルフ部が強いし、レギュラーになってメンバーと一緒に戦えたら楽しいなと思って。高校に入学したばかりで、技術的にまだまだだなと感じる点があるので、その点を高校3年間で伸ばしたいなと思います。

【ゴルフを始めたい・初心者の人に向けて】

ボールにちゃんと当たったらすごく楽しい。ちゃんと当たるようになるまでは自分も大変だったけど、動画とかをみながら練習していくとできるようになりました。はじめは小振りでもミート率をあげながら、諦めずに練習することが大切かなと思います。

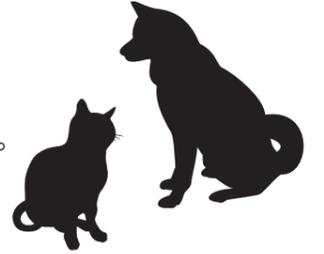
【将来の目標】

中島啓太プロとときどき練習が重なって、中島プロのボールやスイングを見ますが、それがすごくかっこよくて。それに賞金王とかもとっているのでも、中島プロみたいなプロゴルファーになってマスターズに出場して優勝することが将来の目標です。実現できるよう、今後がんばります!



動物は責任をもって飼いましょう!

動物を飼っている人は、つぎのとおり適正な飼養をお願いします。飼い主の一人ひとりがルールを守り、地域みんなの協力で住みよい環境を作っていきましょう。



《犬の飼い主へ》

- **ふん害の防止** 一ふんの回収を徹底—
犬が散歩中にするふんの放置は、見た目や臭いなど衛生面で問題があります。
- **騒音の防止** 一無駄吠えをさせないよう、しっかりとしつけを—
犬の鳴き声による騒音は近所迷惑になります。
- **放し飼いの禁止** 一つないで飼うことが義務—
自宅敷地内での放し飼いやリードをつけないで散歩する行為は、他人に不快感や恐怖感を与える場合があります。

《猫の飼い主へ》

- **猫のために室内飼育を**
外飼いには、交通事故、感染症、子猫の出産、ふん害や物損などのご近所トラブル、逸走(迷子)のようなさまざまなリスクが伴います。「動物の愛護及び管理に関する法律」では、これらのリスクがないよう努めることが動物の飼い主の責務とされています。

《捨て犬・捨て猫の禁止》

犬・猫を捨てる行為は犯罪です。捨てられた犬は野生化し、人に危害を与える場合があります。また、交通事故などにより命を失う野良猫が後を絶ちません。飼い主として、最後まで責任をもって飼いましょう。やむをえず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。そのほか、新たな捨て犬や捨て猫をつくらぬよう、不妊・去勢手術といった手段をとることも重要です。

犬に関する相談 幸手保健所 ☎(42) 1101
猫に関する相談 埼玉県動物指導センター南支所 ☎048(855) 0484
問合せ 環境課 ☎(48) 0331

叙勲・褒章受章おめでとうございます



◇ 旭日小綬章

武藤 寿男 氏 (惣新田)

氏は、幸手市議会議員に当選して以来26年間在任し、市議会議長を務められたほか、利根川栗橋流域水防事務組合議会議長、埼玉東部消防組合議会議員、埼玉県人づくり広域連合議会議員などを歴任し、長きにわたり市の発展と振興に寄与されました。



◇ 瑞宝双光章

山崎 和仁 氏 (天神島)

氏は、昭和52年海上保安庁に採用されると、教育機関を経て、釧路・青森・東京・下田などに海上保安官として勤務し、領海警備・海難救助・船舶航行安全などの業務に従事されました。巡視船などの乗船勤務では、平穏で美しい海の実現に寄与されました。



◇ 瑞宝単光章

井野 勝夫 氏 (南)

氏は、昭和50年に警視庁に採用されると、同年10月に赤羽警察署に卒業配置、以後、特科車両隊、綾瀬、赤坂、池袋警察署などに配属されました。機動隊教養係、外国人犯罪捜査などに従事され、長きにわたり地域の安心・安全確保のためにご尽力されました。

■叙勲・褒章とは...

栄典として、国家または公共に対し功労のある人へ勲章を授けることを叙勲、社会の各分野における優れた行いや業績のある人へ褒章の記章を授与することを褒章と言います。

生存者に対する叙勲・褒章は、原則として春と秋の年2回行われています。戦後一時停止されていましたが、1964年から叙勲、1978年からは褒章が再開されました。

人権 それは 愛

災害と人権

お互いの人権に配慮した
避難所生活を送るために

災害は、私たちの生活に大きな負担をかけます。親しい人が犠牲になったり、不安を抱えたまま避難したりすることはとてもつらいことです。また、災害時の切迫した状況では、自分のこと、家族のことしか考えられなくなって視野が狭くなりがちです。このような状況の中、助け合うことが大事だとわかっていても他者への思いやりが薄らぎ、結果として、相手を傷つける言動や差別、人権侵害につながることもあります。

避難生活では、プライベートな空間を十分に確保できないことも多く、洗濯物を干すときやトイレに行くときなど、普段の生活よりお互いに配慮が必要になる場面が増えます。さらには、不安や恐怖、悲しみの感情を抱えながら睡眠不足になる方もいます。それ以外にも、世代間での考え方の違いから生じる対立や、いわゆる災害弱者と呼ばれる心身の状態が優れない人や障がいのある人、日本語がわからない外国人などへの偏見・差別的な言動なども発生しやすくなります。

避難所には様々な境遇の人が集まるため、それぞれの考え方や価値観は当然異なります。避難所という狭い空間の中で他者と生活していくためには、どういった問題が起こりうるかを想定し、お互いの人権に配慮した心がけが必要です。